

公 告

県営住宅・県職員住宅・県教職員住宅・特定優良賃貸住宅の年間修繕業者を公募いたします。入札に参加しようとする者は下記により一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成し、提出してください。

令和7年1月21日

高知県住宅供給公社 理事長 杉村 充孝

記

第1 公募に付する事項

- 1 業 務 名 令和7年度 県営住宅等修繕業務（※各業務名は実施設計書に記載）
- 2 業務概要
公社が管理している県営住宅、県職員住宅、県教職員住宅及び公社特定優良賃貸住宅が存するエリアを、A区分（1工区から15工区）・B区分（16工区から27工区）の計27工区（別添の工区設定を参照）に分割し、建築工事・管工事・電気工事の修繕業務に関して、業者を指定し業務を依頼する。
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 その他詳細については特記事項等による。

第2 申請書の作成等に係る事項

- 1 申請書の配布
 - （1）配布期間：この公告の日から令和7年2月6日（木）まで
 - （2）配布場所：高知市九反田4番10-401号（トップワン四国4階）
高知県住宅供給公社 管理課
電話 088-883-0344
 - （3）配布方法：直接受け取り、又は公社ホームページから印刷可能
ホームページ：<http://www.kochi-jk.or.jp>
- 2 申請書の提出方法
 - （1）提出部数：各1部
 - （2）提出期限：令和7年2月6日（木）午後5時15分まで
 - （3）提出場所：1の（2）の高知県住宅供給公社 管理課
 - （4）提出方法：郵送（2月6日消印有効）又は持参
 - （5）費 用：提出者の負担とする。
 - （6）そ の 他：申請書提出後、工区の変更は認めない。

第3 申請者の資格要件に関する事項

申請書を提出できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者で、
 - （1）各工区内の市町村に主たる営業所（本社又は本店）を置くもの。

- (2) A区分の建築一式工事では格付等級は問わない。B区分は建築工事部門、管工事部門、電気工事部門と分かれており、管工事部門及び電気工事部門では格付等級を問わないが、建築工事部門はA等級、B等級又はC等級に格付けされていること。
- (3) 令和6・7年度入札参加資格者名簿（県内建設工事の内、申請工区が1工区から19工区は建築一式工事、20工区から23工区は管工事、24工区から27工区は電気工事）における完成工事高が百万円以上であること。
- 2 B区分においては、同一部門の複数の工区に重複して申請することができる。
また、資格要件を満たす部門が複数ある場合は、それぞれの部門に重複して申請することもできる。
- 3 A区分及びB区分の建築工事へ申請する者にあつては、常勤者の中に1人以上、一級建築士、一級建築施工管理技士、二級建築士又は二級建築施工管理技士（種別：建築）の資格を有する者（この公告の日以前に採用され、申請時において引き続き雇用されている者）がいること。
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- 5 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に高知県知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- 6 公告の日以後落札決定前の間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 7 建設業法（昭和24年法律第100号）第8条第9号及び高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

第4 設計図書の閲覧

- 1 閲覧期間：公告の日から入札受付期間終了の日まで
なお、閲覧は閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。
- 2 閲覧場所：別添の工区設定に記載された土木事務所等
- 3 その他：閲覧場所に掲示する注意事項を遵守すること。

第5 設計図書に関する質疑応答

設計図書の内容について質問がある場合は、次の1～3に従い、書面（自由様式）を提出すること。

- 1 書面は、第2の1の(2)の高知県住宅供給公社 管理課へ持参又は郵送若しくはFAX（088-885-0951）により提出するものとする。電話による質疑には回答しない。

- 2 FAX・郵送での質疑書提出時には、送付した旨を電話で高知県住宅供給公社管理課契約担当に伝えること。
- 3 書面の受付期間は、この公告から令和7年2月6日（木）午後5時15分までの間の、土日祝日を除く毎日とする。
- 4 質問に対する回答は、書面を受理した後速やかに書面にて回答するとともに高知県住宅供給公社ホームページに掲載する（最終回答期限は令和7年2月12日（水））。ただし、ホームページに掲載不可能な場合は、高知県住宅供給公社事務所閲覧場所において閲覧に供する。

第6 入札参加資格確認に関する事項

- 1 申し込み期間終了後、公社から申請者に対し、入札日時等を記載した一般競争入札参加資格確認通知を行うものとする。
- 2 入札参加資格の喪失
 - 1 の一般競争入札参加資格確認通知後において、確認された者が次の（1）又は（2）のいずれかに該当するに至ったときは、当該業務の入札に参加することができない。
 - （1） 第3に掲げる資格要件を満たさなくなったとき。
 - （2） 申請書その他添付資料について虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第7 入札に関する事項

- 1 入札方法：入札は、入札書を郵送用封筒に入れて封をし、封筒の表に「入札書在中」と朱書きして、高知県住宅供給公社 管理課あてに郵送または直接持参で提出する。
- 2 入札受付期間：令和7年2月21日（金）午前8時30分から
令和7年2月28日（金）午後5時15分まで
（郵送の場合、2月28日消印有効）
- 3 開札の日時及び場所：令和7年3月5日（水）午前10時から
トップワン四国 1階 第二ホール

第8 入札条件等

- 1 入札保証金：免除する。
- 2 最低制限価格：設定しない。
- 3 見積内訳書の提出等
 - （1） 落札者には入札書に記載された入札金額に対応した見積内訳書の提出を求める。
 - （2） 見積内訳書は、設計書に示された修繕項目とし、代表者の記名押印を要する。
 - （3） 提出された見積内訳書の修繕項目の単価と共通費率は年間を通して各修繕工事費の算出に適用する。
 - （4） 提出された見積内訳書に記載のない修繕項目の単価については、公社の承認を得るものとする。
- 4 その他
 - （1） 落札者には年間修繕指定業者の仮決定通知を行う。正式決定は、高知県の令

和 7 年度一般会計予算が議会で議決された後に、高知県住宅供給公社と委託契約を締結した時となる。

- (2) 決定後においても、第 3 に掲げる資格要件を満たさなくなったときや担当者の確保が困難などの理由により業務に支障が生ずると認められる場合は、決定を取り消す場合がある。
- (3) 申し込みの無い工区は、当該地区で資格要件を満たす者の中から選定し、随意契約する場合がある。

第 9 その他

- 1 入札参加者は、建設工事競争入札心得の各条項を承知すること。
- 2 提出された申請書等は、返却しない。
- 3 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とする。
- 4 この入札による落札者は、請書の提出時に、管理課あてに別紙「独占禁止法遵守に係る誓約書」を提出すること。落札者が別紙による誓約書の提出をしない場合は、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。
- 5 問い合わせ先
第 2 の 1 の (2) の高知県住宅供給公社 管理課